

川崎市告示第332号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項の変更届がありましたので、平成29年川崎市告示第546号に告示された事項を変更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和8年5月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

栗木町内会

(2) 事務所の所在地

川崎市麻生区栗木1丁目3番13号

(3) 代表者の氏名

飯塚 浩一

(4) 代表者の住所

川崎市麻生区栗木1丁目1番13号 ガーデン栗木台D

2 変更事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「仲林 久夫」を「飯塚 浩一」に改める。

「川崎市麻生区栗木1丁目19番6号」を「川崎市麻生区栗木1丁目1番13号 ガーデン栗木台D」に改める。